叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
加賀谷新作　柏酒　保夫
山田粂次郎

正八位
大西　洋二　小関　源一
胤森　美延　東原　豊
村田　高志

正六位に叙する（各通）
飯島　貞男　石田　弘子
坂口　福男　田畑　廣一
遠山　忠昭　豊福　俊司
長谷川正義　林　静生
水野　利實　山本　勝啓

従六位に叙する（各通）
大窪　政男　川井　一郎
花島　豊　林　邦藏
藤田　利廣　前嶋　洋一

従七位に叙する（以上七月二十七日）
（愛媛大学名誉教授）
石津　和彦

正四位に叙する
小野　勝　鈴木　昭

従五位に叙する（各通）
安藤　征夫　上野　清
日下部安良　塩見　健
長谷　誠　松倉　文夫

正六位に叙する（各通）
浅山　義雄　出水　徹男
大室　宗雄　清永　幸雄
鈴木　和雄　鈴木　由美

正八位
志村　惠子　高橋　二郎
村上　巖

正七位に叙する（各通）（以上七月二十八日）
紀内　隆宏

正四位に叙する
大友　孝平
清水　市一

従四位に叙する（各通）
岡本　重二
森山　茂樹

正五位に叙する
成瀬　和作
辻井　辰雄

正六位に叙する（各通）
江尻　護　齋藤　福藏
富田　順一　野浪　繁
平松　孝男　福本　昭
森下　宮内
湯谷憲太郎

従六位に叙する（各通）
佐藤　昭典
橋本　都男
藤本　武雄

正七位に叙する（以上七月二十九日）
中里　正男

従四位に叙する
梶原　敏宏

正五位に叙する（各通）
佐藤　喬
鶴田　勤

（摂津市議会議員）
田中鍾八郎

従五位に叙する（各通）
浅野　清二　沖　富持保
齊藤　忠一　酒井　猛
新田　輝夫　三谷　峯一

正六位に叙する（各通）
魚谷　弘　川口　昇
栗原　光雄　鈴木　裕二
巷岡　重秋　伏見　徹
森戸　小絲　山崎　嘉明

（警視庁警部）
吉田　孝

従六位に叙する（各通）
小口　要
助川　常夫
日比　昇　吉本　正

正七位に叙する（各通）（以上七月三十日）
（広島商船高等専門学校名誉教授）
松野　理

従四位に叙する
高瀬　三郎

正五位に叙する
須藤榮一郎

従六位に叙する（以上七月三十一日）
中久喜　喬

正五位に叙する（八月二日）
安藤　征夫

○叙勲

旭日双光章を授ける
雨宮　親

旭日単光章を授ける（以上七月二十八日）
喜多川　務

旭日単光章を授ける（七月二十九日）
（摂津市議会議員）
木村　勝彦

旭日小綬章を授ける
神田秀次郎

旭日双光章を授ける
横田　好雄

旭日単光章を授ける（以上七月三十日）
胤森　美延　田畑　廣一
大西　洋二　豊福　俊司
坪井　明　長谷川正義
林　静生　水野　利實

瑞宝双光章を授ける（各通）
塩沢　守　奈良　英紀
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）
鈴木　昭　長谷　誠

瑞宝小綬章を授ける（各通）
奥野　照夫　塩見　健
志村　惠子　松倉　文夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
美田　嘉昭

瑞宝単光章を授ける（以上七月二十八日）
大友　孝平　辻井　辰雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
福本　昭

瑞宝双光章を授ける
大歯　省三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）
中里　正男　平松　孝男
田中鍾八郎

瑞宝小綬章を授ける
浅野　清二　小口　要
熊谷　實　栗原　光雄
佐藤　喬　城子　明
高野　福巳　日比　昇
村上　知子　山崎　嘉明
（警視庁警部）
吉田　孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
助川　常夫　巷岡　重秋
近江　昌宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）
（広島商船高等専門学校名誉教授）
松野　理

瑞宝小綬章を授ける（七月三十一日）

皇室事項

信任状捧呈式

八月三十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在南アフリカ共和国特命全権大使サイレンス・ロモの信任状捧呈式を行われた。

八月三十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在アメリカ合衆国特命全権大使ウィリアム・フランシス・ハガティ四世の信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林物資の規格化等に関する法律第17条の12第2項第1号の規定に基づく登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第17条の12第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり登録認定機関に対し処分を行ったので、法第17条の12第6項の規定に基づき、公示する。

平成29年9月4日

農林水産大臣　齋藤　健

記

1　処分をした年月日　平成29年8月25日

2　被処分者の名称及び住所　登録認定機関特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都江東区亀戸七丁目十番一号ヴビル4階

3　処分の内容及び期間　法第17条の12第2項第1号の規定に基づく認定に関する業務の停止命令　平成29年8月25日から平成29年11月23日までの90日間

4　処分の原因となった事実

①　法第19条の15第1項に規定する指定農林物資でない製品を指定農林物資に該当すると判断し、その上で、法第15条の2第1項に規定する証明書の添付がない当該製品についてJASマーク表示が可能と判断したこと。